

特許からみた工業技術の国際交流

特許庁審査官 杉 本 達 於

1. は し が き

「特許戦争」という言葉が流行している。この言葉は人々の胸に一種の悲壮感を引き起す作用をもっているらしい。外国人による特許出願は年々急激な上昇をつづけ、外国人による出願の特許率が内国人のそれをしのいでいるためもあって、1963年末現在において有効な特許権 114,659件中の 34.1%にあたる 39,052件（うち 18,896件はアメリカ人所有）が外国人の所有に帰するにいたったが、わずか 5 年前には 23.2%, 件数では 18,293件にすぎなかったことを考え合せると、たしかにこの数年来の外国人による特許攻勢の激化はすさまじいものであったといえる。

この問題をあつかった新聞雑誌の論調は、わが国を舞台とした外国企業対国内企業あるいは外国対外国の「特許戦争」の実例にふれ、技術導入の不手際をつき、研究開発体制の弱体をなげき、日本産業が近い将来にことごとく外国特許権の支配に屈せざるを得ない事態に立ちいたるのではないかと危惧を表明するのが定型となっているかのようである。

たしかに、これらの指摘に誤りはなく、技術導入については前車の轍をふまないように心掛けるべきであり、研究開発体制の強化をはかることもむろん必要であるが、何か問題の半面が見落されているように思われてならない。

眼をわが国の特許事情のみにそそぎ、国内を舞台とした「特許戦争」のみを見ていたずらに事態を悲観するのは井の中の蛙の姿ではなからうか。眼を大海に向け、各国の特許情勢と比較検討すれば、何か別個の結論に到達し、見落された別の対策が浮び上ってくるのではないだろうかとの発想から工業技術の国際交流の実態を考察してみたのがこの一篇である。

2. 特許の国際出願の現状

特許制度は元来一国の産業発展を目的として発達した発明奨励制度であるが、発明は人類全体の福祉に役立たせるべきであるとの理念から 1883年に工業所有権保護同盟条約なるものがパリにおいて成立した。成立当時の加

盟国はヨーロッパの十数カ国にすぎなかったが、1962年 10月 1日現在では、独自の立場で加盟した植民地を含めて 61カ国がこれに加盟している。同盟国の居住民は他の同盟国に対して自由に出願できるが、同盟国と非同盟国との出願交流には様々の制約がともなうのが常である。ただし、同盟条約以外の条約によって工業所有権関係の相互保護を約した場合には同盟国相互間に準じた自由な出願交流が可能となる。

わが国は 1899年にこの同盟条約に加盟しているので同盟国との出願交流は自由であり、わが国と何らかの条約によって相互保護を約した中華民国、インド、パキスタン、ペルーとも自由な出願交流が可能となっている。その他の非同盟国、たとえばソ連、韓国などとの間の出願交流には、出願書類ごとに特許権その他特許に関する権利の相互享有を認める旨の書類を添付しなければならないなどの制約があるが、現に細々ながら交流が行われている。

同盟国およびわが国と相互保護を約した国のうち、1961年における特許の出願件数が 5,000件を越えた国は 19カ国であるが、そのうち出願人または特許権者の国籍別統計を入手し得なかったスペイン (9,652件)、チェコスロバキア (7,742件)、東ドイツ (6,091件) および南ア連邦 (5,312件) の 4カ国を除く 15カ国について相互の特許出願交流の状況をまとめてみたものが表 1 である。なお、東ドイツは 1956年 2月に加盟したと主張しているがわが国はそれを承認していない。また、フランスおよびベルギーについては出願の国籍別統計を入手できなかったため、特許されたものについての権利者国籍別統計で代用したが、両国とも無審査制を採っているので若干のタイムラグは避け得ないにしても出願の現状と大差ないものと思われる。イタリアについては 1961年分の国籍別統計が入手できなかったので 1960年分の統計で代用した。表中の空欄は統計処理上その他の中に一括されている場合であって必ずしも零を意味するものではないがネグリジブルな件数とみてよい。上記 19カ国のあとには、メキシコ (4,470件)、ノルウェー (4,090件) がつづき、その他の国はすべて 3,000件に満たない。

外国人出願の比率が 50%以下の国は、わが国の外に西

* 東京都千代田区三年町 1

ドイツ、アメリカの2カ国を数えるのみであって、外国人比率に関する一般の悲観的解釈ないしは悲壮感が如何に的はずれの偏見に基づくものであるかがわかる。アメリカの外国人出願比率が低いのは内国人出願の絶対数が多いことと、アメリカに匹敵するだけの大口対外国出願国が存在しないことによるものであるが、それにもかかわらず外国人出願の絶対数はわが国よりかなり多いのである。

表2は主要国について外国人特許出願比率の推移を示したもので、ここ数年間の世界的な対外国出願激化の様相を読み取ることができる。なおわが国の場合、世界の大勢に反して1962年以降に外国人比率が低下しているのは、決して外国人出願の絶対数が減少したことを意味するものではなく、外国人出願を上まわる内国人出願の増加を示すものである点に留意すべきである。たとえば、1963年における外国人出願は前年比で11.3%増（1962年は前年比18.2%増、本年4月末現在の前年同期比では13.1%増）したのに対して、内国人出願は22.4%の増加（1962年には前年比26.7%増、本年4月末現在の前年同期比では8.4%増）を示しているのである。諸外国の内国人出願は何れもほぼ横ばいであって、外国人比率の上昇はそのまま外国人出願の増大を反映していることから考えて、むしろわが国の内国人出願の異常な伸び率の方に問題が包蔵されているように思われる。

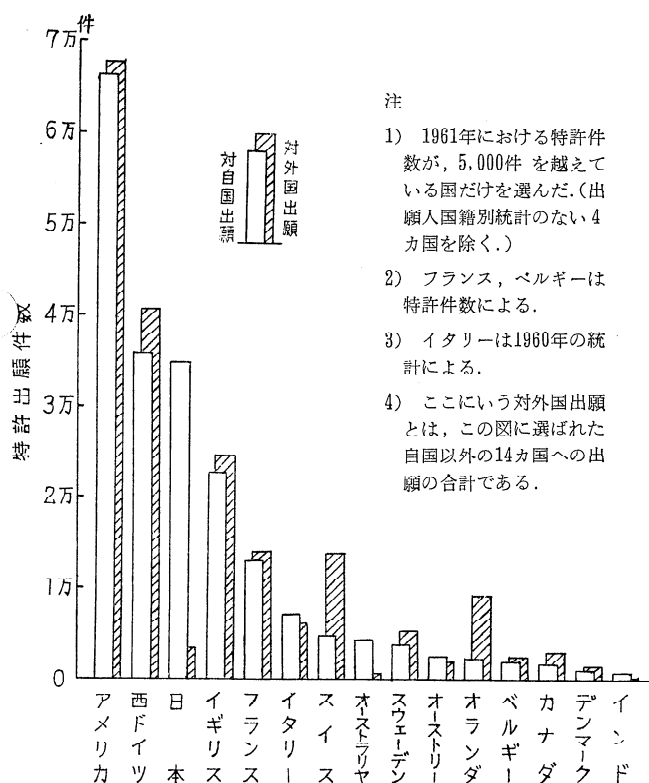


図1 対自国特許出願件数と対外国特許出願件数 (1961)

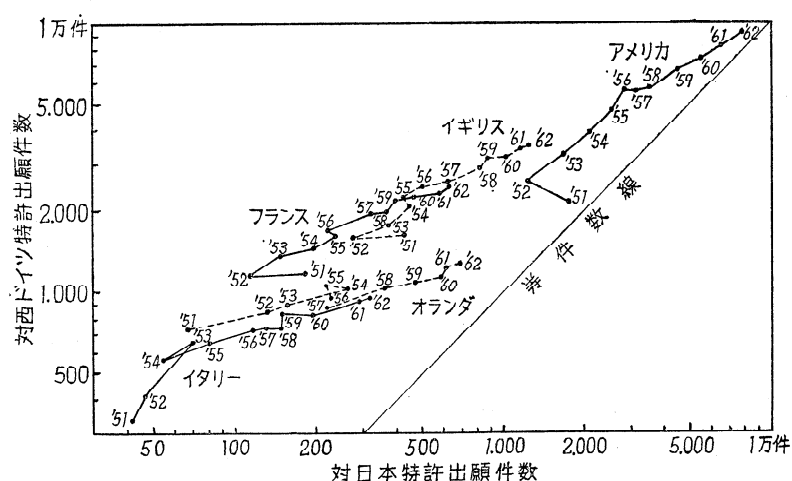
図1は表1に示された諸国の対自国特許出願と対外国特許出願とを比較したものである。ここにいう対外国特許出願とは表にあげられた15カ国のうち、自国を除く他の14カ国への出願の合計であって真の対外国特許出願件数を表すものではない。しかし、ここにあげた国以外への出願件数はそれほど多くないと考えられるので、相対的な比較には充分と思われる。わが国の対自国出願件数はアメリカを除く先進諸国に比較してそれほどそん色はないが（実用新案を加算すればわが国の対自国出願はアメリカをしのぎ第1位となる。しかし、実用新案の多くは国際的にはほとんど市場価値をもたないような小発明であるため本稿では除外することにした。）、対外国出願の方は極端に少く、実数では人口1,800万のカナダや900万のベルギーと同じ水準にある。また、対外国出願と対自国出願との比率はわずかに10.1%であって、これに比較しうるのは新興国インドの9.05%があるのみである。この比率ではオランダの400%およびスイスの322%が抜群に高いが、人口1,160万にすぎない小国オランダの貿易額が輸出入ともわが国を凌駕しており、スイスの1人あたり貿易規模がわが国の9倍を越えているのもこのあたりに由来しているのではなかろうか。

輸出入額と特許との関係については、¹⁾²⁾Reymond Vernon（ハーバード大学教授）の調査報告がある。それによれば、1954年のアメリカの輸出150億ドルのうち外国に特許保護をうけている商品の輸出は100億ドルで総輸出高の67%を占めており、また輸入額の33%は外国がアメリカに特許をもち、その保護のもとにアメリカへ輸出されているものであり、それ以外の輸入品はほとんど原材料であるとのことである。また、フランス、イタリア、ドイツの場合にも同様であって、輸出の2%は特許権の援護をうけた輸出であり、よその大陸からヨーロッパ大陸へ特許権の保護をうけて入ってくるものは全輸入額の1%にすぎないと述べている。この報告から先進国貿易と特許との密接な関係がある程度うかがい知ることができよう。この所論が事実とすれば、わが国の対外国特に先進国向け特許出願の不振こそ後述する技術貿易の面でのアンバランスの最大の原因をなしているのであり、将来の輸出の伸びについても大きな重圧となる可能性をはらんでいるものといえる。

3. 日独に対する外国人特許出願件数の対比

外国に対する特許出願には多額の費用を要するため、各企業ともその資本蓄積の少ないうちは優秀な発明であっても出願をためらう傾向が強い。またどのよ

うな大企業といえども、あらゆる国に対して無差別、無制限に出願することはあり得ず、必ず特許権獲得によって期待される効果の評価に基づいて何カ国かを選ぶのが通例であろう。この事情は何れの国でも変りないはずである。したがって、何れの国にどの国の特許出願がより多くなされているかをみることは、とりも直さず何れの国が何れの国の技術を高く評価し、貿易市場拡大のほこ先はどの国からどの国に向けられているかを知ることにもなる。



資料：Blatt für Patent, Muster und Zeichenwesen および特許庁年報により作成

図2 対日本特許出願と対西ドイツ特許出願との相関

表1は1961年という時点でのこの関係をとらえたものと見る事ができようが、この表ひとつから将来を予測することはできない。そこでひとつの試みとして、第二次大戦の敗戦国としてわが国と類似した立場にあり、ともに高度の経済成長を遂げた国として西ドイツを比較の対象に選び、外国人出願経年変化の相関を図示してみると図2のようになる。すべての曲線が45°の傾斜をなす等件数線より上方にあるということは、各国とも日本より西ドイツを重視し、西ドイツに対してより多く特許出願をなしていることを意味している。また各曲線ともその傾斜は45°よりも小であって、日本対西ドイツの出願件数比は何れの国についてみても漸増しつつあることがわかる。これはわが国に対する評価ないしは関心が相対的に高まりつつあることを示すものといえるが、下記の理由により若干割引して考える必要がある。すなわち、対外国特許出願に向けられる経費が増した場合、その費用の一部は出願される発明件数の増加に向けられるとともに、残部は一発明あたりの出願相手国数の増加にもふり当てられると考えられるため、評価ないしは関心の高低にはかわりなく、外国出願に向けられる経費の増加は常に各国に対する出願件数の差を減少させる傾向を示

すと考えられるからである。図2において、アメリカ、イギリス、フランスの3国は同一の曲線にそって等件数線に漸近するように見え、イタリア、オランダの2国はこれより下方において等件数線に漸近する別個のグループを形成しているように見える。スイスおよびスウェーデンの曲線は図の錯綜を避けるために省略したが、スイスはアメリカグループに、スウェーデンはイタリアグループにそれぞれ属するものとみなしうる。わが国とイギリスの相関について図2と同種の図³⁾を作成してみても、全く同様の傾向がみられ、アメリカ、

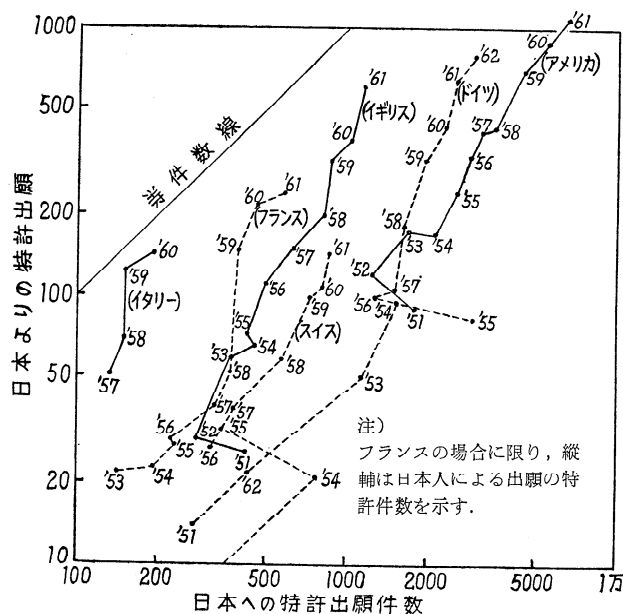
西ドイツ、フランス、スイスが一つの曲線にそって等件数線に漸近し、イタリア、オランダ、スウェーデンがこれより下方で他の曲線にそって等件数線に漸近することがわかる。すなわち、アメリカグループが高度の工業国（産業別所得構成比において、第1次産業所得が何れも10%以下）⁴⁾によって構成されているのに対し、イタリアグループはその工業化の程度においてやや劣り（イタリア、オランダの第1次産業所得はそれぞれ23%、11%）、産業構造がわが国（第1次産業所得21%）に幾分類似しているという実状を反映しているものと思われる。いいかえれば、産業構造において、いわゆる中進国日本にやや近いといえるイ

タリーグループは地理的障害を越えてわが国に比較的強い関心を寄せているものとみられ、アメリカグループに比してそれほど多くもない対外国出願の相当部分を対日本出願にふり向けているものと思われる。

以上に指摘した諸点から、外国人による特許出願は今後も当分継続して増大するものと予想せざるを得ない。多くの国において、対自国特許出願がここ10年ほど横ばいに推移していることからみれば、対外国出願にも当然上限を考えることができ、上限に近づくにつれて伸び率が低下するとの見方も成立つが、その天井はかなり高く、当分10%前後の伸び率が続くのとみるのが妥当であろう。伸び率が落ち始めるのは、これらの曲線の大多数が等件数線に近接すると予想される時期、すなわち、5年ないし10年後と推定される。

4. 日本人による対外国特許出願件数と外国人による対日本特許出願件数との対比

わが国から外国に対してなされる特許出願が諸外国に較べて格段に少ないことは表1および図1によってすで



資料：Historical Patent Statistics, Blatt für Patent
Muster- und Zeichenwesenおよび特許庁年報により作成

図3 日本への特許出願と日本よりの特許出願との相関に明らかにされた。

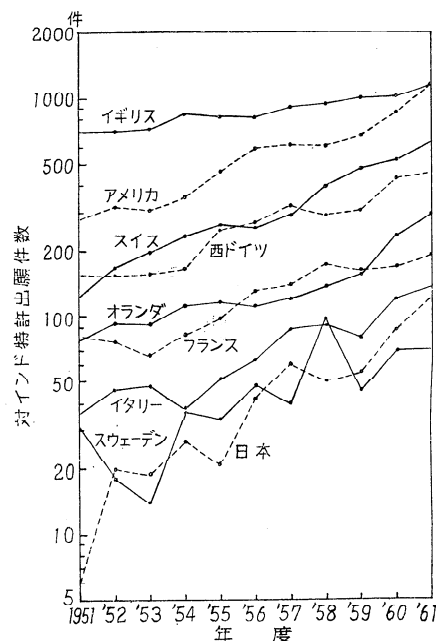
それでは日本人による対外国出願の伸び方はどうであろうか。外国人による対日本出願の伸び方との関係はどうなっているのでしょうか。これらの反問に応じるため図3を作成した。この図は外国人による日本への特許出願と日本より外国へ向けてなされた特許出願との国別相関の経年変化を図示したものである。各曲線ともかなりの急勾配で上昇をつづけており、等件数線に近接しつつあるとはいえ、このまま成り行きにまかせている限り、入超が出超に変わる日は何年先のことやら予想もできない有様である。

5. 低開発国への特許出願とその意義

先進工業国相互間の特許交流の激化は当然としても、インドのように工業所有権保護同盟条約にも加盟していない低開発国に対して主要工業国のすべてから4,500件にもものばる特許出願が集中している事実(表1参照)はどう解釈されるべきであろうか。これは、3億2,889万ヘクタール(わが国の面積の約9倍)におよぶ広大な領域と4億4,000万人の民をもつインドを将来の有望な貿易市場もしくは資本輸出先として各国ともに見落していない事実を示すものとみななければならない。

諸外国からインドに向けられている特許出願の推移を図示すると図4の通りであって、イギリスの出願は古くからかなりの水準に達していたことがわかる。これは旧植民地としての郷愁もあろうし首肯できるところであるが、1961年に首位を奪取したアメリカをはじめとし、ス

イス、西ドイツ、オランダ、フランス、イタリアとつづく欧米諸国の猛追を見のがすわけには行かない。それにひきかえて、地理的には最も優位を占め、低開発国への技術援助を国是の如くに標榜するわが国の



資料：Historical Patent Statistics により作成

図4 対インド特許出願件数の推移

立ち遅れは覆うべくもない有様である。

ここで、わが国の技術輸出において特許権が如何なる地位を占めているかを振りかえってみるのも無駄ではあるまい。

わが国戦後の技術輸出は、1950年にインドの某電線工場に対して絶縁材料製造技術を提供したのにはじまり、1962年9月末までに届出のあったものだけで209件となっている。1960年以降の技術輸出は一定条件のもとに政府の許可を要しないことになったので正確な件数は不明であるが、川合三郎氏(通産省通産局)⁵⁾はその実数を上述の20%増程度と推定している。その後、工業技術院が1962年3月末現在で資本金5,000万円以上の企業約2,000社を対象とし、1億円以上の企業については全数、5,000万円以上1億円未満の企業については50%を抽出して行った調査⁶⁾によれば、技術輸出契約件数は265件におよんでおり、アンケートの回収率は決して高いとはいえない53.7%にとどまったことを考え合せると、その実数は川合氏の推定をかなり上まわっているものとみられる。契約を内容別にみると、技術指導が最も多く98件(37%)、特許権単独はわずかに3件(1%)、ノウハウ単独28件(11%)、特許権とノウハウの共存は35件(13%)であって、特許権に関連のある契約の合計は38件(14%)にすぎない。技術導入の場合、特許権抵触を理由とする申請が40%を占め、許可されたものでは特許権単独28%、ノウハウ単独15%、両者共存39%、その他17%であって、特許権のからだものだけで67%を占めているのに較

べて如何にも低率である。契約を地域別にみると、ヨーロッパ 24件、北米大陸23件に対し、アジア169件、アフリカ 7件、南米26件、南太平洋 6件、その他（不詳）10件で、82.3%は低開発国むけであることがわかる。中でも問題のインドは49件（18.5%）で契約件数では首位を占めるお得意様である。⁷⁾ 以上を総合すると、わが国の技術輸出の相手国は低開発国が主であり、また特許権に関連のある契約の大多数は数少ない先進諸国との契約に集中しているので、低開発国との契約のほとんどは特許権とは無関係の技術指導や図面提供によって占められていることがわかる。これがインドその他の低開発国に対する特許出願を軽視させている最大の原因であろう。

しかし、低開発国がいつまでも低開発国のままでいると考えてはならない。林雄二郎氏（経済企画庁）も指摘されているように、⁸⁾ 多くの低開発国はすでに初期段階の工業国として着々と軽工業の開発を進めているのである。今日まで強い競争力の上に安住していたわが国の軽工業も、1958年以降は先進国の2倍を越す高い賃金上昇率と、上述した低開発国の軽工業への進出によって急速に競争力をそう失いつつあり、その結果、先進国市場における労働集約商品のわが国のシェアは1958年の10.4%から1961年の9.8%へとわずかながら低下し、低開発国のシェアはこの間反対に10.3%から11.9%へと上昇しているのであって、軽工業部門においては、低開発国がすでにわが国のライバルとして競合しはじめているといえるのである。⁹⁾

先進国市場における労働集約商品のシェアの後退はある程度止むをえない事態であり、そのつぐないは重化学工業化の推進によるべきであるともいえるが、先進諸国の特許網が低開発国においても稠密の度を加えるにおよんでは、技術指導や図面の提供にたよる技術輸出すらも先細りとなることを覚悟せざるを得ない。

さらに、低開発国の工業化進展の過程において必然的に通過するといわれる機械類の輸入依存度高騰の一時期にも、先進諸国の特許網にわざわざいされてわが国は輸出伸長の圏外に置かれ、千載一偶の好機をみすみす逸することにもなりかねないのである。

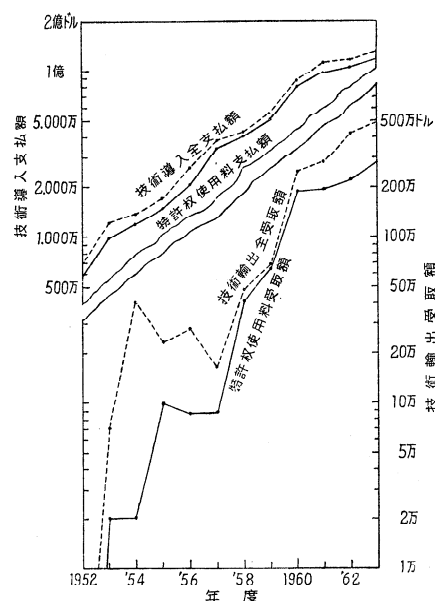
以上3つの理由によって、低開発国に対する特許出願の軽視はきわめて危険であるということをここに強調しておく。

6. 技術貿易の推移

前項まで発明の質を無視し、もっぱら特許出願件数のみに着眼して工業技術の国際交流の実態を考察してきた。発明の質については多くの未解決の問題点が残され

ており、質を加味した厳密な考察を行うことは困難であるが、筆者はかつて不十分ながら質の定義づけとそれに関連した若干の考察を試みたことがある。¹⁰⁾ その詳細は省略するが、「発明の質」という言葉は使用する人や場所によって様々な意味に用いられており、その語義が一定していないことだけは特に指摘しておきたい。しかし発明の特許発明に限定した場合には、その語義を技術的高度性と経済的価値に二大別することができよう。

この分類にしたがえば、特許権使用料はその発明の経済的価値（むろん、特許権使用料は実施の規模によって大きく変動するものであるから、発明固有の価値そのものではないし、また実施をはなれて発明の絶対的価値を決定すること自体が可能かどうかにも疑問があるが、）に関連する指標とみなすことができる。したがって、一国の特許権使用料の支払額または受取額は導入あるいは輸出特許発明の経済的価値の平均値と、それぞれの特許発明の数および実施規模との相乗積と解されて差支えがない。また、両者の差引額あるいは比率は一国の特許戦力の指標とも解しうるであろう。



資料：日本銀行為替管理局の統計により作成

図5 技術援助契約による外国為替収支

図5は、わが国の技術援助契約による外国為替収支（技術貿易収支）、およびその過半を占める特許権使用料収支の経年変化を明示したものであるが、受取額と支払額との間にはこのようにいちじるしいへだたりが存在するのである。昨

1963年には特許権使用料の受取額が前年比で35%と好調の伸びを示したにもかかわらず、技術者招聘、ノウハウなどの受取額が伸びなやんだために全体としては17%の増加にとどまり、一方支払額も前年の伸び率を上まわる14%の伸びを示したので、支払に対する受取の比率は0.1%だけ微増したにすぎず、3.8%にとどまった。ささやかな悲願の4%の線を昨年もまた抜き得なかったのみならず、差引支払超過額では前年を14%も上まわって1

億2,515万8,000ドルという未曾有の高額を記録したのであった。

やや古い数字ではあるが、参考までに欧米諸国およびわが国の1957年の実績（円換算）を比較してみると、

	技術導入	技術輸出
アメリカ	78.8億円	505.4億円
西ドイツ	374.0	100.0
フランス	259.2	109.8
日本	153.0	0.5

となっており、1957年がわが国にとって受取額の谷底を記録した最悪の年であったことを考慮に入れても、なおかつ驚ろくべきアンバランスといわなければならない。しかし、導入技術による生産のいちじるしい増大や導入技術がなければ行なわれたであろうと思われる輸入などを考慮すればわが国の国際収支にはかなりの好結果をもたらしたと考えられること、西ドイツやフランスに較べると導入の規模がはるかに小さいことなどの観点に立てば、支払額が高額に過ぎるとの見方を正当とするのは必ずしも妥当でないといえる。やはり、技術輸出を過小とし、その増大をはかることによって両者のバランスを改善することを考えなければならないのではなかろうか。

技術輸出の増大は、先ず外国に特許権の種子をまくこと、すなわち、対外国特許出願の増大をはかることによってのみ期待できるのである。1963年において、技術者招聘、ノウハウなどの受取額が伸びなやんだという事実は、今後の技術輸出の伸びが特許使用料の伸びに頼るほかはないことを物語っている。

先に述べた、R. Vernon の調査結果に信を置くとすれば、外国に所有する特許権が技術輸出のみならず貿易収支の改善とも密接な関連をもってくることになるので、この面からも対外国特許出願の飛躍的増大が要望されるわけである。

7. 将来の見通しと対策

以上の考察を要約し、将来の見通しと対策を考えてみよう。

今後も外国人の特許出願件数は10%ないし十数%の伸び率で増えつづけることであろうが、これに対する防御策は全く考えられない。むしろ、外国人のわが国に対する評価の高まりを示す証拠として喜んでしかるべきかも知れない。

同時にわが国の特許権中に占める外国人比率も益々上昇することであろうが、これに対しては発明活動の組織的活発化をはかることによってその上昇速度を幾分か低くする程度の消極的抵抗を示すことだけが可能である

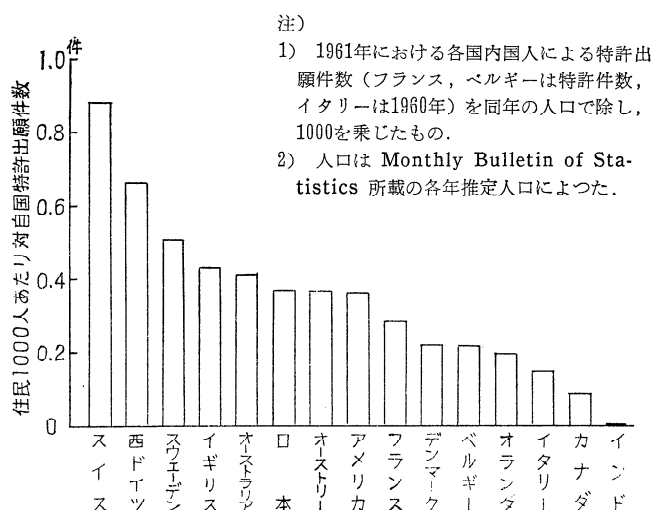


図6 住民1,000人当りの対自国特許出願件数 (1961)

ここでいう発明活動の組織的活発化とは、発明の数量的な増産よりはむしろ質的な高度化に重点が置かれ、研究者の緊密なチームワークと周到な技術情報活動に支えられた研究開発体制の強化という程度の意味である。わが国民の対自国特許出願の件数は国際的にみて決して少なくはなく、これを人口で除してみても図6に示すように先ずは国際水準にある。のみならず産業別人口構成を考慮に入れると、第2次産業人口比の低い割合に出願件数が多いという見方も成立するのである。これは、日本的な、あまりにも日本的な「かめの子だわし」的発明が多すぎることを物語っているといえる。国際市場において商品価値を有する発明は単なる思いつきからは生まれにくい。これからの発明は、たとえ思いつきから出たにせよ、金と時間とをかけた地道な研究開発過程を経て磨き抜かれたものでなければ国際的な市場価値を持ち得ないことが幾多の実例によって実証されているのである。

対外国出願の増大については、上述した発明の質量両面での改善の外に企業家および発明家の洗脳が必要であると考え、これまで内国出願のみでこと足りたとされていた発明の中にも外国出願に値するものが数多く含まれていたのではないかどうかを各企業とも反省してみる必要があるのではないだろうか。反省の参考までに下記の事実を指摘しておく。特許出願の審査実務に従事して感じられることは、最近外国人の特許出願の内容が小型化してきたということである。これは、外国に対して出願される発明の選定基準は変わらないにもかかわらず、それを超える発明が増加し出願が激増したのではなく、基準そのものが低下したために出願が激増したものと解されるのである。これは、従来皆無に近かった実用新案や意匠の外国人出願が特許の外国人出願以上の爆発

的急増（実数はまだまだ少いが）を示していることから類推することができよう。たとえば本年4月末現在における特許、実用新案および意匠の外国人出願の前年同期比を算出してみると、特許の13.1%増に対して実用新案52.4%増、意匠22.3%増となっており、実用新案に近い比較的小形の発明が特許出願の中にもかなり含まれるようになってきたことを示唆している。この対外国出願基準の低下とその結果としての出願の激増は貿易市場再分割をめぐる国際競争の激化を見込んでの布石であることはいうまでもない。したがって、わが国でもこれまで対外国出願についていだけ勝ちであった、大発明中の大発明だけを外国出願すればよいとの通念は打破されるべきであると考えるのである。

しかし、企業とくに中小企業や個人発明家にとっての大問題は、対外国特許出願に要する国内出願に数倍する多額の費用の捻出手段であろう。これについて、筆者は一つの提案を試みたい。それは国内出願に思いついた少数厳選主義をとることである。わが国の特許出願は特許率（特許件数／特許出願件数）¹²⁾の低いことでも国際的に最右翼に位しており、内国人出願の伸び率でも世界第1位の異常な高さを示している。しかるに欧米諸国の現状では内国人出願は何れも横ばいに推移しており、対外国出願のみが急伸しているのであるから、わが国においても低質、粗悪な出願を整理することによってかなりの経費を節約することができ、この節約された余剰勢力を対外国出願にふり向けることが可能のはずである。これが実現すれば、出願経済、審査経済の両面における難問題が一挙に解決されることになる。（外国の企業とて、多数の対外国特許出願の費用を易々として調達できるはずはない。多くの国において対自国出願があまり伸びていないのは、対外国出願増大のために対自国出願をある程度きりつめている証拠ではないだろうか。）

なお、特許庁では優秀な発明を完成しながらも、資金難のため、対外国特許出願を断念しなければならない個人や中小企業に対して補助金を出し、所要経費の一部（約50%）を負担することになっている。1962年度の交付申請件数は109件、延363カ国であり、このうち26件、57カ国の申請に対して3,395千円の補助金が交付された。1955年から1962年にかけて延485件について補助金が交付され、そのうち134件の外国特許権が確定している。（詳細は特許庁総務部業務課に照介されたい。）また、東京都においても都民の対外国出願に対して補助金を出しているが何れも焼け石に水の状態であり、各地方自治体をもふくめて、この種の制度の新設ないしは増額が望まれるところである。

8. む す び

以上の考察によって、工業技術の国際交流における特許の役割とその世界的動向は不十分ながら一応解明されたものとする。

外国人出願の増大は、わが国特有の現象ではなく、実に世界共通の風潮なのであった。そもそも、外国への特許出願は競争国のけん制と、貿易市場の独占的獲得あるいはシェアの拡大を企図してなされるものであるから、この風潮は特許を武器とした貿易市場再分割の激しい国際競争の前ぶれと受取られるべきであろう。いたずらに外国人の特許出願の増大を恐れるべきではない。過敢なる反攻を開始し、遅ればせながら外国を舞台とした「特許戦争」に参加すべき時機なのである。

本稿が、対外国特許出願の意義の認識を幾分かでも深めるに役立ち、怒濤の如き反攻の開始を多少とも早めるために貢献し得たならば望外の幸と感ずる次第である。

文 献

- 1) Reymond Vernon: International Patent System and Foreign Policy, (1957)
- 2) 有賀美智子: 技術提携と競争制限の規制 (其の4), AIPPI, 7-6, (1962), 25/26
- 3) 拙稿: 特許の国際交流に関する統計的考察, AIPPI, 9-5, (1964), 3/5
- 4) 山田雄三: 経済の成長と型, 岩波書店, (1963), 34
- 5) 川合三郎: わが国の技術輸出の現状と今後の課題, AIPPI, 8-8, (1963), 17
- 6) 通商産業省工業技術院: 技術動向調査報告書, 実業公報社, (1963), 106/107
- 7) 同上書, 109
- 8) 林雄二郎: 国際分業への対応, 中央公論, (1964-6), 88/90
- 9) 経済企画庁: 昭和38年版経済白書, 大蔵省印刷局(1963), 248/266
- 10) 拙稿: 国際的に観た発明活動の考察 (I), AIPPI, 7-11, (1962), 11/14, および同 (II), AIPPI, 7-12 (1962), 16/19
- 11) 科学技術庁: 科学技術白書 (昭和37年), 大蔵省印刷局, (1962), 43/44
- 12) 拙稿: 国際的に観た発明活動の考察 (I), 上掲誌, 13/14
特許関係の統計は下記文献によつた。
- 13) 日本: 特許庁年報 (年刊)
- 14) 西ドイツ: Blatt für Patent, Muster-und Zeichenwesen (月刊, 各年3月号に統計掲載)
- 15) アメリカ: Historical Patent Statistics, JPOS 46-2, (1964), 89/171

表 1 特 許 の 国 際 出 願 一 覧 表 (1961)

資料 : Historical Patent Statistics により作成 注 1) ベルギーおよびフランスは特許されたもの 2) イタリアは1960年の統計

出願人 国籍 被 出 願 国	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	デンマーク	フランス	西ドイツ	ノルウェー	イギリス	イタリア	日本	オランダ	スウェーデン	スイス	アメリカ	合 計 A	外 国 人 出 願 B	B 一 A (%)
オーストラリア	4312	28	51	175	41	235	573	2170	9	199	75	601	135	395	3595	12898	8586	66.5
オーストリア	7	2568	69		50	255	3270	300		326		444	147	977	890	9892	7304	73.1
ベルギー	18	90	1982	75	74	1465	2822	1534		409	19	906	230	950	2284	13358	11376	85.4
カナダ	96	81	158	1613	62	710	1605	2134	7	308	319	500	328	715	16596	25447	23834	93.8
デンマーク	11	25	54	29	1008	219	873	534		130	35	388	374	418	947	5265	4257	80.8
フランス	44	228	400	148	79	12994	5735	2759	4	839	241	1023	423	1532	5800	33150	20156	60.8
西ドイツ	63	544	338	195	249	2440	35695	3409		918	639	1212	747	2174	8073	58188	22293	38.4
イギリス	184	197	255	446	217	1968	5677	22683	32	732	604	783	628	1476	9574	46811	24128	51.5
イソント	27	19	28	37	20	192	457	1161	714	136	123	297	71	628	1173	5289	4515	85.3
イタリア	34	215	231	73	58	1679	4096	1846	2	7222	144	728	315	1043	4313	22667	15445	68.1
日本				104	56	578	2509	1146		286	34758	605	211	853	6519	48417	13659	28.2
オランダ	23	70	444	71	101	1001	2946	1477		316		2302	269	821	3070	13461	11159	83.0
スウェーデン	26	92	91	79	170	506	2220	1298		224	71	575	3804	671	2620	13186	9382	71.4
スイス	21	187	125	49	79	948	3788	948		526	143	551	249	4821	2137	15175	10354	68.4
アメリカ	144	184	216	1646	110	1774	4175	3739	16	738	1082	594	599	1248	66335	83396	17061	20.5
対自国出願 A'	4312	2588	1982	1613	1008	12994	35895	22683	774	7222	34758	2302	3804	4821	66335			
対14カ国出願 B'	698	1960	2460	3127	1366	13970	40746	24454	70	6097	3495	9207	4726	13901	67591			
B' / A' (%)	16.2	75.7	124	194	137	108	113	108	9.05	84.5	10.1	400	124	322	102			

(8)

表 7 外国人特許出願比率

資料：特許庁年報；Blatt für Patent, Muster-und Zeichenwesen；Historical Patent Statistics；より算出

注 1) 1964年における日本の数字は4月末現在の状況

2) ベルギーおよびフランスは特許件数における比率

(%)

年 度 国 名	'47	'48	'49	'50	'51	'52	'53	'54	'55	'56	'57	'58	'59	'60	'61	'62	'63	1964
オーストラリア					79.6	52.7	50.3	56.7	60.1	59.8	58.7	59.2	61.5	66.0	66.5			
ベルギー					82.0	79.5	78.3	80.8	82.3	84.8	84.9	85.3	85.3	85.3	85.4			
カナダ	90.6	89.2	89.2	91.1	92.6	93.0	94.0	93.8	99.0	94.9	95.0	94.2	93.8	95.0	93.8			
フランス	49.0	50.6	50.7	35.1	31.2	36.7	50.0	50.9	46.7	53.2	54.6	57.2	59.0	63.1	60.8			
西ドイツ					16.2	17.2	19.7	22.4	26.7	29.5	31.1	31.9	34.7	36.2	38.4	39.9		
イギリス	38.3	30.5	30.6	33.0	40.6	38.5	39.2	40.5	44.2	45.4	44.0	43.5	45.9	49.3	51.5			
イタリア											59.9	61.9	64.7	68.1				
日本	0.001	0.8	6.2	13.9	17.6	12.7	16.4	19.8	20.8	17.7	20.5	20.5	23.1	26.6	28.2	26.7	25.0	(25.2)
オランダ	73.8	57.6	63.4	68.6	69.6	69.4	78.3	71.2	74.8	77.5	77.3	78.6	80.5	82.6	83.0			
スウェーデン					51.8	49.8	49.9	52.1	54.9	59.2	58.8	62.2	65.5	68.7	71.4			
スイス	50.6	46.3	47.7	49.4	57.8	54.8	53.7	53.9	55.9	63.8	62.8	62.8	64.0	66.9	68.4			
アメリカ					18.2	15.6	16.7	16.3	17.3	17.4	18.9	18.6	19.6	20.9	20.5			